

○横手市建設工事等の指名の基準に関する運用基準

平成17年10月1日

訓令第45号

改正 平成20年3月28日訓令第5号

平成22年4月1日訓令第7号

平成28年8月22日訓令第13号

平成29年3月13日訓令第4号

令和4年12月28日訓令第11号

令和7年4月1日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、建設工事及び建設コンサルタント等業務の指名の基準について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時契約を締結する事務所 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な業務を行う事務所
- (2) 市内業者 横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）第7条に規定する有資格者名簿に登載され、常時契約を締結する事務所として市内に本社又は本店を有している事業者であつて、かつ、建設業にあつては建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けた主たる営業所を有している事業者
- (3) 準市内業者 規則第7条に規定する有資格者名簿に登載され、常時契約を締結する事務所として市内に支社、支店、営業所等を有している事業者であつて、かつ、建設業にあつては法第3条第1項の許可を受けた従たる営業所を有している事業者
- (4) 市外業者 前2号に掲げるもの以外の事業者

(指名方法)

第3条 指名競争入札による指名を行う場合は、次に掲げる内容に留意する。

- (1) 建設工事の指名は、市内建設業者の育成を図る観点から市内業者の指名を優先するが、これにあつても同一等級内における専門性及び施工能力については的確に把握し、発注工事等の性格に応じた指名を行うものとする。
- (2) 既発注工事等の指名回数並びに今後発注予定の工事等の状況及び内容を考慮し、でき得る限り指名の均等及び平準化を図る。
- (3) 特に手持工事等の状況及び技術職員の数並びに機械器具の保有について当該工事等の施工に必要な台数、調達能力等に支障がないか等の総合的な判断を行うものとする。

- 2 下請負に付される下請負代金の総額が、5,000万円以上（建築一式にあつては、8,000万円以上）と認められる場合の指名は、特定建設業の許可を受けた者のうちから行うものとする。
- 3 請負対応額8,000万円以上の発注工事等については、特定建設業の許可を受けた者のうちから行うものとする。
- 4 指名競争入札の指名を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。
 - (1) 発注工事等の施工場所付近に営業所を有する者
 - (2) 発注工事等と同種の工事を専業とする者
 - (3) 既発注工事等の施工成績が優秀な者
- 5 建設コンサルタント等業務の指名は、有資格者名簿のうち、市内業者を優先するが、地域の建設コンサルタント業者の能力を勘案し、これにより難いと認められる場合は、有資格者名簿のうち、準市内業者、市外業者の優先順で指名する。

(指名の制限)

第4条 指名に当たり信用度の判断基準として、次のいずれかに該当する者は、指名を差し控えるものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 賃金又は下請け代金の支払が滞っている者
- (3) 銀行取引停止及び主要取引先から取引停止の事実があり、経営及び信用が不健全であると認められる者
- (4) 下請契約において、一括下請、不適正な契約締結及び特定資材等の購入強制等不適切であることが明確である者
- (5) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
- (6) 数度にわたり閲覧期間内に指名を受けた発注工事等の設計図書の閲覧を怠り、入札参加した者
- (7) 工事成績評定において著しく低い評点を2度以上受けた者
- (8) 市と現に契約中の建設工事等の工事代金に差押命令又は滞納処分等が出された者で、当該工事が完成していない者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約審査会で不適正かつ不誠実な行為等があると認められた者

(指名業者数)

第5条 指名競争入札においては、受注機会の拡大、適正な競争力の確保等を図る観点から、市内業者、準市内業者、市外業者の優先順で可能な限り最大多数の者を指名する。

(物品及び役務の提供等業務の指名)

第6条 前2条の規定は、物品及び役務の提供等業務の指名について準用する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第5号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月22日訓令第13号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日訓令第11号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。